

香港における「佐賀牛」情報発信業務委託仕様書

1 目的

佐賀県畜産公社や佐賀県農業協同組合、県内畜産農家、輸出事業者等で構成している「佐賀牛輸出促進コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）では、令和5年6月より本格稼働した佐賀県高性能食肉センターKAKEHASHI を活用し県産牛肉の輸出を拡大するため、海外市場への販路開拓や輸出産地の育成に取り組んでいるほか、各国・地域への「佐賀牛」（佐賀県産和牛）のPRを強化している。特に、「佐賀牛」の初輸出先であり現在も輸出量が最も多い香港は、今後の輸出戦略上も重要な位置付けとなっている。

「佐賀牛」（佐賀県産和牛）は香港においては一定の知名度があるが、新型コロナウイルスの世界的流行により販促活動が思うように行えなかった期間も長かったことから、再度「佐賀牛」に関する情報発信を強化することにより、改めて香港内での認知度向上を図り、「佐賀牛」ファンを増やす。

2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、コンソーシアムと受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月15日（金曜日）まで

4 業務委託の内容

本業務は、香港の実需者や消費者および近隣諸国から香港を訪れる富裕層に対し、以下の目的達成のために行うものとし、達成するための方法は問わない。

- ・「佐賀牛」（佐賀県産和牛）の特徴や魅力の発信
- ・メディアへの露出やSNSでの拡散を通じた「佐賀牛」（佐賀県産和牛）の認知度向上
- ・「佐賀牛」（佐賀県産和牛）のプレミアムイメージの醸成と定着化
- ・「佐賀牛」（佐賀県産和牛）取扱店への来客増

5 成果物

受託者は、次に掲げるものを提出すること。

- (1) 実績報告書（1部） ※電子データまたはPDF版も提出すること
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) ほかにコンソーシアムと受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 委託料

2,500千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

7 委託料の支払い

完了払

8 留意事項等

- (1) 「佐賀牛」（佐賀県産和牛）のブランドイメージを棄損しないこと。
- (2) 本業務で制作したすべての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、コンソーシアムに帰属するものとし、制作者はコンソーシアムに対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (4) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、コンソーシアムと受託者の協議によりコンソーシアムが認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめコンソーシアムに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県が定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、コンソーシアムと受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、コンソーシアムと受託者協議の上、変更することができるものとする。